

長野市温暖化対策推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地球温暖化対策の推進及び停電時の対応力強化を図るため、次世代自動車を購入し、又は定置型蓄電設備等及び電気自動車等充給電設備を設置するための経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 次世代自動車 電気自動車及び燃料電池車をいう。
- (2) 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない四輪以上の自動車であって、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。
 - ア 検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であること。
 - イ 一般財団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下「CEV補助金」という。）の補助対象となる銘柄であること。
- (3) 燃料電池車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない四輪以上の自動車であって、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。
 - ア 検査済自動車であること。
 - イ CEV補助金の補助対象となる銘柄であること。
- (4) 定置型蓄電設備等 住宅等又は事業所等で使用する電気を繰り返し充放電できる設備であって、蓄電池部、インバータ、コンバーター及びパワーコンディショナー等の電力変換装置が一体的に構成されている機器をいう。
- (5) 電気自動車等充給電設備 住宅等又は事業所等に設置をするものであって、次世代自動車と住宅等又は事業所等の間で相互に電力を供給できる機器をいう。
- (6) 住宅等 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）の居住の用に供する市内の住宅（店舗、事業所その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）又は当該住宅と同一敷地内にある倉庫等をいう。
- (7) 事業所等 補助対象者の事業の用に供する市内の事業所又は当該事業所と同一敷地内にある倉庫等をいう。

(補助対象者)

第3 補助対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。
 - ア 規則第3条の規定による補助金の交付申請を行う日において市内に住所を

有する者又は同日から規則第9条第1項の規定による実績報告の日までの間に新たに市内に住所を有すると見込まれる者

イ 規則第3条の規定による補助金の交付申請を行う日において市内に本社又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者（以下「中小企業者」という。）又は同日から規則第9条第1項の規定による実績報告の日までの間に新たに市内に本社又は事業所を有すると見込まれる中小企業者

(2) 前号アに掲げる者にあつては当該者が、同号イに掲げる中小企業者にあつては当該中小企業者の代表者が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。）でないこと。

(3) 市税の滞納がないこと。

（補助対象事業）

第4 補助対象事業は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たす事業とする。

(1) 次世代自動車の購入事業 次に定める要件の全てを満たすこと

ア 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の決定があつた後に新車登録（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録をいう。）を受け、かつ、当該年度内に納車が完了すること。

イ 自動車検査証に記録された使用の本拠の位置が市内であること。

ウ 自動車検査証に記録された所有者又は使用者が補助対象者であること。

エ 市内に本社又は事業所を有する販売事業者から購入すること。

(2) 定置型蓄電設備等及び電気自動車等充給電設備の設置事業 次に定める要件の全てを満たすこと

ア 市長が適当と認める国の補助事業等の対象製品として登録されている設備を設置すること。

イ 新品を設置すること。

ウ 補助金の交付決定があつた後に工事に着手し、当該年度内に引渡しを完了すること。

エ 市内に本社又は事業所を有する事業者を設置をさせること。

オ 自己が単独で所有しない住宅等又は事業所等に設置をしようとする場合は、当該住宅等又は事業所等の他の所有者の承諾を得ること。

2 補助金の申請は、当該申請を行う者の属する1世帯又は1中小企業者につき、次世代自動車、定置型蓄電設備等及び電気自動車等充給電設備の区分ごとに1台又は1基を限度とする。

（補助対象経費等）

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次世代自動車の購入に要する経費又は定置型蓄電設備等若しくは電気自動車等充給電設備の設置に要する経費とする。

2 補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の申請等)

第6 規則第3条に規定する申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 次世代自動車 長野市温暖化対策推進補助金交付申請書（次世代自動車用）
（様式第1号）

(2) 定置型蓄電設備等及び電気自動車等充給電設備 長野市温暖化対策推進補助金交付申請書（定置型蓄電設備等及び電気自動車等充給電設備用）（様式第2号）

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 次世代自動車 次に定める書類

ア 見積書の写し

イ 形状、規格等が分かる仕様書、パンフレット等の写し

ウ 市税の納付状況確認に関する同意書（様式第3号）

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 定置型蓄電設備等及び電気自動車等充給電設備 次に定める書類

ア 設置に要する経費に係る見積書（金額の内訳が分かるものに限る。）の写し

イ 設置を予定する住宅等又は事業所等の位置図の写し

ウ 設置を予定する場所の平面図の写し及び写真

エ 形状、規格等が分かる仕様書、パンフレット等の写し

オ 対象設備等設置承諾書（補助対象者が単独で所有する住宅等又は事業所等に設置をする場合を除く。）

カ 市税の納付状況確認に関する同意書

キ その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請書等の提出期限は、市長が別に定める。

(補助事業の内容の変更等)

第7 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の申請内容を変更しようとするとき 長野市温暖化対策推進補助金変更承認申請書（様式第4号）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市温暖化対策推進補助金中止・廃止承認申請書（様式第5号）

(実績報告)

第8 規則第9条に規定する実績報告書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 次世代自動車 長野市温暖化対策推進補助金実績報告書（次世代自動車用）
（様式第6号）

(2) 定置型蓄電設備等及び電気自動車等充給電設備 長野市温暖化対策推進補助金実績報告書（定置型蓄電設備等及び電気自動車等充給電設備用）（様式第7号）

2 規則第9条に規定する関係書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定

めるものとする。

(1) 次世代自動車 次に定める書類

- ア 購入に要した経費に係る領収書その他の支出が確認できる書類の写し
- イ 購入した次世代自動車の写真（自動車登録番号標が識別できるものに限る。）
- ウ 自動車検査証記録事項（道路運送車両法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。）の写し
- エ 住民票（世帯全員の氏名が記載されたものに限る。）の写し又は履歴事項全部証明書の写し
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 定置型蓄電設備等及び電気自動車等充給電設備

- ア 設置に要した経費に係る領収書その他の支出が確認できる書類（金額の内訳が分かるものに限る。）の写し
- イ 設置が完了したことが分かる写真（太陽光発電システムと併せて定置型蓄電設備等の設置をした場合は、太陽光発電システムの設置が完了していることが確認できる写真を含む。）
- ウ 保証書の写しその他の設置した対象設備が新品であることが分かる書類
- エ 住民票（世帯全員の氏名が記載されたものに限る。）の写し又は履歴事項全部証明書の写し
- オ その他市長が必要と認める書類

- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日（定置型蓄電設備等及び電気自動車等充給電設備にあっては、前項第2号ウに規定する書類を取得した日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

（補助金の交付請求書）

第9 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市温暖化対策推進補助金交付請求書（様式第8号）とする。

（補助対象設備等の管理及び処分）

第10 補助事業者は、当該対象設備等を善良なる管理者の注意を持って適正に管理し、補助金の交付目的に従いその適正な運用を図らなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、対象設備等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する（次項において「処分する」という。）ときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

- 3 市長は、前項本文の規定により対象設備等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供したときは、当該補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部を市に納付させるものとする。この場合において、当該処分による収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対し

て、当該収入の全部又は一部を市に納付させるものとする。

(協力)

第11 市長は、補助事業者に対し、この要綱の目的を達成するために実施する施策等に関し必要な協力を求めることがある。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月15日から施行する。

別表（第5関係）

対象設備等		補助金額
次世代 自動車	電気自動車	15万円
	燃料電池車	30万円
定置型蓄電設備等		5万円。ただし、太陽光発電システム（当該システムと連結されているものに限る。）と併せて設置をした場合は、10万円
電気自動車等充給電設備		6万円